

ふれ愛シネマ事業について

西条市社会福祉協議会

目的及び利用対象

この事業は、懐かしの映画等の視聴をとおして市民が集うことで、地域コミュニティの醸成による豊かな地域づくりを促進し、もってふれあいあふれる地域福祉を推進することを目的とするものです。事業の利用対象は、次のいずれかに該当する行事を計画している団体です。

- ① 地域福祉の推進を目的とする行事
- ② 高齢者福祉の推進を目的とする行事
- ③ 児童福祉の推進を目的とする行事
- ④ 世代交流を目的とする行事

上映方法

本会から職員1～2名が下記の機材を持参し、上映いたします。

DVD プロジェクター、100インチスクリーン、スピーカー、電源ドラム、
暗幕4枚（必要に応じて）

実施日について

可能な限り実施予定日の2週間前までには申込をお願いいたします（別紙申請書）。また、申し込みが重複する場合や、本会の都合もあり、実施日・時間を調整させていただくことがありますのでご承知おきください。

部屋の条件

映画の視聴については比較的明るい部屋（カーテンを閉めた状態）でも可能ですが、当然ながら暗い部屋の方が明瞭な映像となります。

小規模な部屋の場合は持参する暗幕の設置で対応可能ですので窓等の状況（大きさ、雨戸の有無等）についてお知らせください。大会議室的な部屋で窓等が多く暗幕や雨戸の設置が無い場合は夕方～夜間の実施が適切かと思われますのでご相談ください。

視聴者について

サロンで実施する場合は可能な限りメンバー以外の地域の方々（高齢者等）も招待して多くの方々に楽しんでいただけるようご配慮をお願いいたします。地域（支部）事業として実施する場合も同様です。

費用等について

費用は無料ですが、上映前に若干の時間をいただいて社会福祉協議会や福祉について紹介させていただいたり、福祉資料を配布させていただくことがありますのでご承知おきください。

問合せ及び申込

〒799-1371 西条市周布 606-1 西条市東予総合福祉センター内

西条市社会福祉協議会地域福祉課（佐伯、矢野） 電話 0898-64-2600

※本事業は、著作権法第38条第1項（公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。）に該当するものです。